

令和7年度第2回中央区いじめ問題対策委員会の概要について

1 開催日時及び場所

令和8年1月14日（水）開会：午後5時00分 閉会：午後6時30分

中央区教育センター6階 会議室（わくわく2）

2 出席者等

(1) 対策委員会

委員長 神内 聡 （じんない あきら）

職務代理者 小澤 美和 （おざわ みわ）

委員 磯崎 奈保子 （いそざき なおこ）

委員 鈴木 眞理 （すずむら まり）

委員 三宅 美紀 （みやけ みき）

(2) 説明者として出席した職員

教育委員会事務局次長、教育センター所長、統括指導主事、指導主事、
管理係長、管理係主任

(3) 傍聴者

0名

3 次第

(1) 開 会

(2) 教育委員会事務局次長あいさつ

(3) 委員長あいさつ

(4) 議 題

① 中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

② いじめの認知件数について

③ いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ）

(5) 閉 会

4 審議の経過

別紙のとおり

会 議 録

名 称	令和7年度第2回中央区いじめ問題対策委員会	
開催年月日	令和8年1月14日（水） 午後5時～6時30分	
開催場所	中央区教育センター6階 会議室（わくわく2）	
出席者	委員	神内 聡（委員長）、磯崎奈保子、鈴木眞理、小澤美和（職務代理者）、三宅美紀
	区側出席者	北澤教育委員会事務局次長、村上教育センター所長、深滝統括指導主事、支倉指導主事、楡木管理係長、高木管理係主任
配布資料	資料 1 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿・事務局職員名簿 資料 2 中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について 資料 3 いじめの認知件数について	
議事の概要等	1 開 会 2 教育委員会事務局次長あいさつ 3 委員長あいさつ 4 議 題 （1）中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について （2）いじめの認知件数について （3）いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ） 5 閉 会	
審議の経過	別紙のとおり	

別 紙

令和8年1月14日開催

中央区いじめ問題対策委員会

審議の経過

1 開 会

- 事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のため録音する旨を説明

2 教育委員会事務局次長あいさつ

- 次長から挨拶

3 開会

4 委員長あいさつ

- 神内委員長からあいさつ

5 議 題

(1) いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

- 事務局から資料2について説明

〔概要〕

- ・いじめ問題対策連絡協議会は、区内公立小中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の推進のために関係機関との連携を目的に設置している。
- ・第2回目(12月開催)の協議会では、多様化するいじめの対応について協議した。
- ・いじめの対応はどのような事案であっても組織的に対応することが重要であると再認識し、東京都教育委員会が今年度策定、公表したいじめ総合対策第3次について情報の共有を図ることを再確認した。
- ・第3次対策の大きな柱として、子供自身がいじめについて考え、行動できる取組の充実や、教職員が自己点検を行うためのレーダーチャートの活用、小中高生向けの子供版「いじめ総合対策」の作成などが挙げられた。

- ・その後の事例検討では、生成A Iを用いて、同級生の画像を無断加工した事例について協議した。
- ・学校からは、いじめの早期発見、早期対応のために養護教員が記録をデータ化し、校内で共有していることが挙げられた。
- ・児童館からは、来館する子供たちの様子の変化に気づき、声かけを行っていることなどが挙げられた。
- ・大森少年センターからは、生成A Iに関する被害が小中学生ともに増加しており、家庭におけるペアレンタルコントロール設定の重要性や、P T Aや学校が連携し、情報モラル教育の必要性が挙げられた。

(2) いじめの認知件数について

○事務局から資料3について説明

[概要]

- ・資料では中央区の令和5年度、令和6年度のいじめの認知件数と令和7年度の10月31日までのいじめの認知件数をまとめている。
- ・認知件数については、児童生徒に目を配り、軽微ないじめであっても見逃さないという早期発見の姿勢が根つき、早期解決に向けて積極的な認知が図られた結果であると考えられる。
- ・区としては、生活指導主任連絡会や中央区いじめ問題対策連絡協議会において、当該児童生徒が苦痛に感じるような行為について、いじめと認知して指導することなどの指導を繰り返している。認知件数の増加については、各校の教職員の意識の向上として肯定的に捉え、いじめの長期化・重大化を防ぐことにつながっていると考えている。
- ・いじめの対応について、令和7年度は、小中学校ともに冷やかしか、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという内容が多い。次いで多いのが、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするということが多くなっている。何げない言葉のやり取りから、いじめにつながる可能性があるので、周りの大人がアンテナを高くして、子供同士のやり取りを見取っていくことが大切だと考える。
- ・いじめの発見、訴えでは、小中学校ともアンケート調査など学校の取組による発見及び被害を受けた児童生徒の保護者の訴えが大半を占めている。

- ・被害を受けた児童生徒の保護者の訴えが多い点に関しましては、子供たちにとって保護者が一番相談しやすい相手であり、そのトラブルや不安の相談を学校がしっかりと受け止め、いじめとして認知して対応している結果であると考えている。

【委員からの主な質問】➡は質問に対する回答

- ・アンケート調査の取組でいじめを発見したというのは、アンケート調査で初めて発見したという意味なのか、それとも、保護者や本人からある程度の訴えがあったが、より具体的なことをアンケートで発見したということも含まれているのか。

➡アンケートがいじめを最初に発見したきっかけである。

- ・いじめの認知件数の中に、金品をたかられるという項目があったが、どのような事例でどのように対処したのか。

➡金品をたかられるという内容で多いのが、Suica等のICカードにチャージしているお金を使ってコンビニ等で決済してしまうという事例が多い。それを発見して、報告を受けた保護者が、相手に金銭をお支払いしたり弁償したりして対処している。お金を要求するというよりは、欲しいものがあり軽い気持ちで払ってしまう事例が多い。

- ・目立って変化があるのが、中学校の冷やかしやからかいが倍近くになっているが何かあったのか。

➡アンケート調査で出てきたものについて、軽微ないじめというふうに学校が捉えても、教育委員会に月例の報告として細かく報告しているというところで、アンケート調査が昨年度の中学校の数と比べても倍ぐらいになっている。その増えた分の約30件がアンケート調査分で増加していると考えている。

(3) いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ）

- 委員長から個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行う。
- 事務局よりケース内容を説明

5 閉会

- 委員長から閉会のあいさつ

令和7年度第2回
中央区いじめ問題対策委員会配布資料

令和8年1月14日

※配布資料1及び参考資料については省略

中央区教育委員会

中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

1 中央区いじめ問題対策連絡協議会について

(1) 設置目的

中央区いじめ防止基本方針（平成27年1月14日教育委員会決定）に基づき、中央区立小学校及び中学校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応をいう。以下同じ。）に関する機関及び団体の連携を図るとともに、いじめの防止等のための対策を推進するため。

(2) 協議会参加者

- 大森少年センター職員
- 区立小・中学校長会健全育成担当校長
- 区立小・中学校生活指導主任
- 教育委員会事務局次長、教育センター所長
- 区内児童館長
- 区内PTA代表
- 協議内容に応じて必要とされる機関の担当者

(3) 令和7年度第2回中央区いじめ問題対策連絡協議会（12月5日実施）協議事項

- 多様化するいじめの事例検討と連携について

2 協議内容

(1) 早期発見・早期対応の取組について

- いじめにつながる行動を教師が理解し、適切に対応することが必要である。（学校）
- 養護教諭が対応した記録をデータ化し、素早く共有をしている。頻繁に保健室を利用する児童生徒を把握し、学校全体で対応している。（学校）
- 児童館は、決まった友達と遊ぶ場面が多いので、変化に気づきやすい場である。継続した利用が途絶えたり、いつもと様子が違う児童生徒に対し、直接声掛けを行っている。（児童館）

(2) 関係機関との連携について

- いじめ対策委員会を開催し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、医療機関や警察等、児童生徒の対応を連携して行う（学校）
- 学童で相談を受けた場合は、学校や子ども家庭支援センター等に情報提供をおこなっている。（学童）

(3) 再発防止・予防について

- PTAとして相談を受けたことについて、学校と連携し、家庭・学校での情報モラル教育や性教育に繋げている。（PTA）
- 生成AIに関する被害が小・中学生とも増加している。保護者は、ペアレンタルコントロールの設定をしてほしい（大森少年センター）
- ふれあい月間アンケートの期間で、道徳の授業を中心にいじめに関連する内容を考える授業を展開している（学校）
- 子供が相談することを躊躇してしまわないよう、教師がゆとりをもって働けるよう努めている。（学校）

いじめの認知件数について

1 中央区におけるいじめの認知件数

(1) 認知件数

(件)

	令和5年度(10月末)	令和6年度(10月末)	令和7年度※10月末現在
小学校	307(187)	398(233)	201
中学校	66(23)	144(61)	95
計	373(210)	542(294)	296

(2) いじめの態様について(複数回答あり)

区分	令和6年度(10月末)		令和7年度※10月末現在	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷かしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	223(123)	94(35)	95	67
仲間はずれ、集団による無視をされる。	51(26)	8(7)	31	6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	132(92)	34(14)	65	13
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	20(10)	14(12)	13	5
金品をたかられる。	2(1)	1(1)	5	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	21(14)	6(3)	16	6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	34(21)	11(4)	10	4
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	13(7)	7(7)	5	1

(3) 発見・訴え

区分	令和6年度				令和7年度※10月末現在			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
	件数(10月末)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
学級担任が発見した	33(25)	8.3%	9(7)	6.3%	26	12.9%	3	3.2%
学級担任以外の教職員が発見した	13(9)	3.2%	8(3)	5.5%	12	6.0%	9	9.5%
養護教諭が発見した	2(2)	0.5%	0(0)	0.0%	1	0.5%	0	0.0%
スクールカウンセラー等の相談員が発見した	4(4)	1.0%	4(1)	2.8%	0	0.0%	1	1.0%
アンケート調査など学校の取組により発見した	181(95)	45.5%	100(30)	69.4%	81	40.3%	60	63.2%
本人からの訴え	43(27)	10.8%	11(10)	7.6%	35	17.4%	14	14.7%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	104(61)	26.1%	8(6)	5.6%	44	21.9%	8	8.4%
児童生徒(本人を除く。)からの情報	11(6)	2.8%	3(3)	2.1%	2	1.0%	0	0.0%
保護者(本人の保護者を除く。)からの情報	6(3)	1.5%	1(0)	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	1(1)	0.3%	0(0)	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	398(233)	100%	144(61)	100%	201	100%	95	100%